

「名古屋市防災人材育成方針（案）」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市防災人材育成方針（案）」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見とそれに対する本市の考え方を公表いたします。なお、ご意見の内容については、原文の一部を要約、分割するなどして掲載させていただきましたので、ご了承ください。

令和4年2月 名古屋市

■市民意見の概要

○募集期間

令和4年1月5日（水）から2月4日（金）まで

○提出状況

提出者数：3人

提出方法：電子メール（2人）、FAX（1人）

○意見の内訳

項目	件数
第3章 めざすべき姿と人材育成の方向性について	4件
1 市民について	3件
2 事業者について	1件
第4章 めざすべき姿の実現のための方策について	4件
(1) 防災の日常化につながる普及啓発の推進	1件
(2) 効果的な教育・訓練の推進	1件
(3) 地域防災活動を活性化する仕組みづくり	2件
その他について	4件
計	12件

防災危機管理局危機管理企画室

電話：052-972-3523

FAX：052-962-4030

電子メール：a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

■市民意見の内容及び市の考え方

第3章 めざすべき姿と人材育成の方向性

1 市民について（3件）

【主な意見】

- ・ 市民の理解と協力を得るためには、住民の命を守るために公として防災に全力をあげるとまず明記した上で、住民自身の受け身ではない積極的な行動が必要と呼びかけるべきである。
- ・ 2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたが、市の責任感が全く伝わってこない。市は命を失うリスクが高い住民の避難に全力を尽くし、自力で避難できる人はできるだけ自分達で命を守る行動を、という考え方こそ打ち出すべきである。
- ・ 自主防災会は、市民の防災力の中核として、区政協力委員や保健環境委員や民生委員と同等レベルで活動できるように高く位置づけ、組織の現状を踏まえて、活動内容・研修・交流などの方向性を示すべきである。

【市の考え方】

- ・ 市民の人材育成の方向性において、「公助を担う行政は防災対策の充実に不断の努力を重ねます」と明記した上で、「市民一人ひとりが主体的に必要な対策を進めることが必要」と明記しております。
また、市職員の人材育成の方向性においても、「災害対応に全力を持ってあたらなければならないという高い使命感を喚起」することや「市民の生命・財産を守る責務を果たす」こととしております。
- ・ 市民の人材育成の方向性において、市民全体に対し、「自分や家族の命は自らが守る意識の醸成」や「災害リスク・避難行動・事前対策の理解の促進」を明記した上で、「避難行動要支援者の存在を意識し、その命を守ることに協力する風土を醸成していくことが必要」としております。
また、めざすべき姿の実現のための方策においても、「避難行動要支援者に対しては、避難行動に必要な知識の普及啓発に加え、必要な対策を共に考えます」としております。
なお、災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の個別避難計画の作成の努力義務化を踏まえ、地域住民主体から行政主体で計画づくりを進めることとし、新たにケアマネージャーをはじめとした福祉専門職などと連携して、「特に避難支援が必要となる方」から計画作成に順次着手し、概ね5年程度での取組を目指してまいります。
- ・ 災害対策基本法に規定されている住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織として町内会・自治会単位で結成する自主防災組織については、本市の「防災安心まちづくり運動」の中核として重要な役割を担っていただいております。
自主防災活動としては、安否確認、現地本部運営、初期消火、救出救護、避難誘導、防災計画・マップ等の作成の大きく6つを担っており、お住まいの区の消防署による活動の助言・提案や資機材の貸出等を受けながら、訓練や防災学習会を継続的に行うなど、自分たちの町を自分たちで守るため、地域の皆さん自らの手で防災活動を行っております。
こうした現状を踏まえ、市民の人材育成の方向性において、「自主防災組織などの地域の防災活動への協力・参加を促進するとともに、防災に意欲のある人材の育成や多様な主体が連携できる仕組みづくりなどの地域防災活動の活性化を推進します」としてまいります。

第3章 めざすべき姿と人材育成の方向性

2 事業者について（1件）

【主な意見】

- ・ 地域防災協力事業所表示制度をさらに積極的に活用すべきである。ホームページには事業所名だけでなく、住所及び具体的な協力内容（収容できる人数や提供できる物品の種類と数量など）も掲載し、事業所の宣伝と地域に安心感を与えるものにするるとともに、地域での防災訓練への参加・協力も推進するよう働きかけを強めてほしい。

【市の考え方】

- ・ 事業者の人材育成の方向性において、「地域との共生・支援への理解の促進」を明記しており、特に地域と事業所との支援協力体制として「地域防災協力事業所表示制度」については、効果的な取り組みと考えており、今後も一層の活用を推進してまいります。

また、住所及び具体的な協力内容については、事業所ごとに協力する内容が細かく異なり、地域内の協力として、覚書を締結した特定の地域（学区等）の住民に対して行っていただくものであることから、ホームページには掲載しておりません。

なお、地域での訓練への参加・協力を推進する働きかけについては、地域や事業所と調整を行い、連携した訓練が実施できるよう支援してまいります。

第4章 めざすべき姿の実現のための方策について

（1）防災の日常化につながる普及啓発の推進（1件）

【主な意見】

- ・ B C Pの各論を考え、行動できる支援をしてほしい。各企業でB C Pはあるところは多いが、その各論までは教育できていない。

【市の考え方】

- ・ めざすべき姿の実現のための方策において、「各人が日常で多くの時間を過ごす地域、職場、学校、福祉施設などを人材育成の場として捉え、多面的に推進」することや「事業者向けに勉強会などの場を設けることにより、丁寧な対話を通じて、市民や事業者、地域が抱える悩みや不安の解消に向けて一緒に取り組みます」としており、B C Pの策定支援を行う中で、組織的な教育・訓練により確認・定着させることの重要性についても啓発してまいります。

第4章 めざすべき姿の実現のための方策について

(2) 効果的な教育・訓練の推進 (1件)

【主な意見】

- ・ 港防災センターにまったく触れられていないが、同センターはいざという時に備えて市民一人ひとりが災害の実態を正しく知り、それに対処する方法を身につけていただくための施設と位置づけられている。名古屋大学の減災館などの研究研修施設とともに、人材育成に果たす役割を明記すべきである。

【市の考え方】

- ・ めざすべき姿の実現のための方策において、学びや実践の機会の確保・充実として、「啓発施設のさらなる活用」と記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、「港防災センターをはじめとする啓発施設のさらなる活用」と例示するよう追記します。

第4章 めざすべき姿の実現のための方策について

(3) 地域防災活動を活性化する仕組みづくり (2件)

【主な意見】

- ・ 地域の防災人材について、具体的な記述が必要である。
- ・ 災害対策委員についても触れているが、事実上は高齢化した区政協力委員が兼務しており、組織のあり方を根本から再検討すべきである。

【市の考え方】

- ・ めざすべき姿の実現のための方策において、「消防団員や災害対策委員などの地域に根差して活動する非常勤の職員」のほか、地域防災活動の推進に向けた多様な主体として「市民、事業者、ボランティア、NPO、学校など」と明記しております。
- ・ 災害対策委員については、主な職務として、災害危険箇所の把握や地域への避難要領の周知徹底などを行うこととしており、地域と本市の橋渡し役の非常勤特別職の地方公務員として、市長から委嘱されています。任期は2年(2年ごとに一斉改選・再任可)、委嘱時に80歳未満であることが要件となっております。

こうした現状を踏まえ、市職員の人材育成の方向性において、「災害対策委員は、任期により定期的に交代するため、必要な知識の習得やスキルの向上には、段階に応じた計画的な研修・訓練の実施が必要」としております。

また、めざすべき姿の実現のための方策において、「住民の高齢化などによる地域防災の担い手不足を解消するため、防災に意欲のある方々を新たな地域防災の担い手として育成する仕組みづくりを行います。仕組みづくりにあたっては、防災士などの活用も視野に入れつつ、地域の実情を踏まえて効果的な仕組みに繋がるよう地域と共に推進します」としております。

その他について（４件）

【主な意見】

- 市職員は、いざというとき必要な行動ができるよう余裕をもった人員配置をすべきである。消防力の整備指針に沿った消防職員の配置はもちろん、区役所の職員を増やすことが防災力を高める基礎で、フェーズフリーは人材面でも重要である。行政、医療、保健、福祉、介護、教育など普段から手厚い人員配置をし、防災を担う人的力を高めるべきである。
- 過去の震災では電話が通じなくなり、NTTの伝言ダイヤルは日頃から慣れていないと使いづらい。安否確認システムと伝言サービス、SOS発信などが一元管理されるシステムを提供し、ITインフラをベースとした教育をしてほしい。市単独ではなく、国や県レベルで共同での管理システムを開発し、市民サービスとして提供してほしい。
- 災害ボランティアコーディネーター講習では、アナログ受付による紙の貼り出しだったが、被災地で経験した人の意見に基づく訓練が必要である。ボランティア受付時に、紙を見て、リーダーが指示を出すのではなく、ITインフラに事前登録し、必要な装備を明示・確認させることで、救援に来るボランティアが不足する物や大変な場所を把握し、物資を持参して救援可能となり、各現場の紙を見て回る必要もなくなる。
- 防災士資格取得のための講習施設を調べたら、県内は民間と名古屋大学のみだった。岐阜県では、多くの市町村が防災士の資格取得助成を行っている。市内各地域の防災士の育成体制を拡充し、日本全国で活躍できる人材を確保していくことが望まれる。

【市の考え方】

- 市政運営にあたっては、地方自治の原則の一つである「最少の経費で最大の効果をあげる」という考え方にに基づき、人員や財源などの限られた行政資源を、真に必要なところに重点的に配分していくことが、一層求められていると認識しております。
今後も引き続き行政改革に取り組んでいく必要があることから、市民サービスの確保を図りつつ、市の関与は必要最小限とし、「民間でできることは民間に委ねる」という観点等で民間委託などの活用を積極的に進め、定員の見直しに取り組んでいく一方で、必要度・重要度のより高い事務事業に重点的に職員を配置し、効率的・効果的な市政運営を行ってまいりたいと考えております。
- 電気通信事業者では、災害時に家族や知人との間で安否確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによる災害用伝言サービスを提供しており、毎月1日及び15日等には体験利用することもできます。
こうした安否確認や伝言に関する取り組みについて、引き続き市公式ウェブサイトやハザードマップ等を通じて啓発してまいります。
なお、国や県レベルでの一元管理システムの共同開発に関するご意見については、関係部署へお伝えするとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。
- 本市では、被災地での活動経験豊富なNPO法人による企画運営や被災地への災害ボランティアコーディネーターの派遣などを行うボランティア団体による運営協力のもと、被災地での経験に基づく災害ボランティアコーディネーターの養成講座を毎年度行っております。
また、災害ボランティアセンター運営業務のIT化については、現在、導入を進めている段階でございます。

- 本市、愛知県、名古屋大学で設立した「あいち・なごや強靱化共創センター」では、地域の産学官民が連携・協働して防災人材を育成する「防災・減災カレッジ」を年度に前期・後期の2回開催しており、当研修を受講し要件を満たした方は、防災士資格取得試験の受験資格を得ることができます（令和2・3年度の防災・減災カレッジはオンライン受講のみのため、集合形式での研修が要件である防災士資格取得試験の受験資格は得られません）。

防災・減災カレッジにおける防災士資格取得に必要な研修費は、代表的な機関である防災士研修センターの研修受講料に比べ低廉であり、防災士の資格取得を目指す方にとって、費用面での負担軽減につながるものと認識しております。

引き続き、防災士資格取得にもつながる防災・減災カレッジを開催し、地域の防災人材の育成を進めてまいります。